

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービスの 新規利用者募集中!

記帳処理サービスは、利用者に記帳の専属担当が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円を適用できるシステムを安価な費用負担で活用できるので、大変好評です。経理に不安のある方、会計の負担を経済的に軽減したい方など、是非ご検討ください。

詳しいお問合せ・お申込みは事業課 TEL.0465-24-2614 へ。
※税理士会関与の方は、こちらのサービスのご利用はご遠慮下さい。



青色応援団員大募集!!

やっぱり今は
青色申告会
でしょう!

会員特典を上手にご利用ください

- 1 記帳・申告等のサポート
- 2 経営やお店のPRのサポート
- 3 弁護士や税理士等相談窓口
- 4 ご商売や生活における共済の活用
- 5 旅行や健康診断等の福利厚生事業 他

…12月の今なら入会金免除…

正会員/事業所得・不動産所得を有する個人の皆様
(年会費10,000円)
準会員/正会員以外の個人の皆様
(年会費2,000円)

お申込み・お問合せ/HPから入会申込へアクセス
青色申告会  検索
0465-24-2612 (担当/諏訪間)

経営に役立つ企画を続々開催中!

無料セミナー&無料相談会

どなたでも参加できます

創業セミナー

近い将来に事業を始めようとお考えの方を対象に、「創業セミナー」を開催します。独立時の不安や疑問、質問等にもお答えいたしますので、どなたでもお気軽にお申込みください。

■内容/独立ノウハウ&最新事情

①「上手な資金調達法と最新融資情報」金融機関融資担当 和田経営事務所 代表 和田義充氏

②「儲ける経営・成功の秘訣」和田経営事務所 代表 和田義充氏

③「開業手続き」青色申告会 事業課職員

■日時 12月5日(金) 18時半~20時半

■場所 青色会館4階

◆お申込み TEL 0465-24-2614

◆Eメール soudan@aioi-odawara.com

会員特典

経営個別相談会

「売り上げが減少している」「なかなか利益が出ない」「今後の経営方針を相談したい」など、あなたの事業の悩みを専門の経営コンサルタントに相談できます。個別相談・秘密主義です。安心してお気軽にお問い合せください。

■相談員 和田経営事務所 代表 和田義充氏

■日程と時間は個別に対応させて頂きますので、ご相談ください。

◆お申込み TEL 0465-24-2614

◆Eメール soudan@aioi-odawara.com

税の無料相談会

東京地方税理士会小田原支部の協力を得て、税理士による税の無料相談会を開催いたします。日々の記帳に関しては当会事業課にて指導させていただきますが、資産の譲渡、相続や贈与、法人成等についてはこちらの相談会をご利用下さい。

■日時 12月18日(木) 14時~15時 15時~16時

◆お申込み TEL 0465-24-2612

「第33回小学生の 税の書道展」入賞作品の 支部主催の再展示公開

箱根町社会教育センター
1階ロビー

箱根町内の入賞作品を展示
期間:平成26年
12月2日(火)~19日(金)

真鶴地域情報センター
1階ロビー

真鶴町内の入賞作品を展示
期間:平成26年
12月9日(火)~19日(金)

湯河原町立図書館3階展示室
湯河原町内の入賞作品を展示
期間:平成27年
1月8日(木)~13日(火)

山北町ふるさと
交流センター2階

山北町内の入賞作品を展示
期間:平成27年2月13日(金)~3月4日(水)

大雄山線電車内
南足柄市内の入賞作品を展示
期間:平成27年2月中旬
下旬の予定

南足柄市役所内アトリウム
南足柄市内の入賞作品を展示
期間:平成27年2月下旬
3月上旬の予定

小田原市役所からのお知らせ

電子証明書の受付日時の予約を 電話でお受けいたします

小田原市では、所得税の電子申告などを行うための電子証明書の更新手続きの予約を電話でお受けします。電子証明書の更新手続きは有効期限の3カ月前から行うことができます。確定申告前の時期は、窓口の混雑が予想されます。お待ちいただく時間を短縮し、お手続きがスムーズにできるよう、ご来庁の予定が決まりましたらご予約ください。

【お願い】●ご予約時間は、概ねの時間となりますので、多少お待ちいただく場合がございます。●申請書は小田原市ホームページでダウンロードできます。事前にご記入くださいますようお願いいたします。

【申請に必要なもの】●住民基本台帳カード ●本人確認ができる顔写真付きの公的な証明書(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど) ●手数料(500円) ●パスワードを確認してからお越しください。(住民基本台帳カードと電子証明書) ●※住民基本台帳カードをお持ちでない場合は、カード発行手続きが必要となりますのでお問い合わせください。●※平成28年1月から住民基本台帳カードに代わりマイナンバーカードの発行が始まりますが、発行済みの電子証明書については、有効期限内は引き続きご利用いただけます。

【予約方法】小田原市役所 戸籍住民課 電話33-1386までお電話ください。電話受付は平日8:30から17:00までです。

税に関する無料相談所

小田原支部の税理士が直接相談に応じ、秘密は厳守致します。

場 所 小田原商工会議所会館5階
東京地方税理士会小田原支部事務局
電話 0465-24-0195

日 時 毎週水曜日:午後1時30分~4時
但し、祝日・毎月25日以後の水曜日と
年始1~10日、2月16日~3月15日を除く

相談内容 税務相談・税務書類の書き方
指導等

来所は事前に電話にて予約して下さい。
また、電話での相談も可能です。



◎相続税に関するご相談も受け付けています。

県税事務所からのお知らせ

軽油引取税について

【軽油引取税とは】バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り(購入)に課される税金です。

【納める人】軽油を購入した消費者に代わって、特別徴収義務者として指定されたガソリンスタンドの経営者などが、軽油代金と一緒に税金を受け取り、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めています。

【納める額】消費者が軽油を購入した場合は、1リットルにつき32円10銭分の軽油引取税がその価格の中に含まれています。

【免税】船舶の動力源等の一定

【混和軽油等】にも軽油引取税がかかります。軽油に灯油や他の油を混ぜ、軽油として販売をしたり、灯油や重油を自動車の燃料として使ったりする場合、事前に県税事務所の承認を得た上で、必ず申告して納めてください。

◆お問い合わせ先
小田原県税事務所 問税課
TEL 0465-32-8000(代)

税のカレンダー

納期限を守りましょう!口座振替を利用しましょう!

●国民健康保険料(税)の納期限

【12月分】小田原市...1月5日(月)【第5期分】中井町...12月25日(木)
【第7期分】山北町・開成町・箱根町・湯河原町...12月25日(木)
【第7期分】南足柄市・大井町...1月5日(月)
【第8期分】松田町...1月5日(月)【第9期分】真鶴町...12月25日(木)

●後期高齢者医療保険料(普通徴収)

【12月分】小田原市...1月5日(月)【第6期分】湯河原町...12月25日(木)
【第6期分】南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町・真鶴町...1月5日(月)

●介護保険料の納期限

【12月分】小田原市...1月5日(月)【第6期分】松田町・山北町...12月25日(木)
【第6期分】中井町・大井町...1月5日(月)
【第7期分】開成町・箱根町・湯河原町...12月25日(木)
【第7期分】南足柄市...1月5日(月)【第9期分】真鶴町...1月5日(月)

●固定資産税・都市計画税

【第3期分】中井町・松田町・山北町・開成町・真鶴町・湯河原町...12月25日(木)
【第3期分】大井町...1月5日(月)【第4期分】南足柄市...1月5日(月)
【第4期分】箱根町...12月25日(木)

青色申告会 会の予定 12月

2日(火) 10:00 法律相談(1F)	25日(木) 10:00 不動産相談(1F)
4日(木) 14:00 県下局長会議	26日(金) 17:00 仕事納め
14:00 局記帳指導会/PC(4F)	【支部・事務局関係事業】
5日(金) 10:00 局記帳指導会/PC(4F)	2日(火) 10:00 箱根支部書道展再展示(~19日)
14:00 局記帳指導会/説明(4F)	18:00 城南支部(魚がし)
18:30 創業セミナー(4F)	4日(木) 18:00 足柄支部(番場亭)
9日(火) 10:00 年金相談(1F)	5日(金) 18:00 中央支部(魚がし)
10:45 租税(吉田島)	9日(火) 18:00 南足柄支部(十八丁目茶屋)
11日(木) 16:30 彰友会総会	
15日(月) 9:00 記帳(4階第1)	
16日(火) 9:00 記帳(4階第1)	
14:00 県連理事会	
17日(水) 9:00 記帳(4階第1)	
10:00 相続相談(1F)	
18日(木) 9:00 記帳(4階第1)	
14:00 税理士相談(1F)	
16:00 正副会長会議(4F)	
19日(金) 9:00 記帳(4階第1)	
10:00 法律相談(1F)	

公益社団法人 小田原青色申告会 年末年始のお知らせ

年末	年始
平成26年 12月26日(金) 17時まで	平成27年 1月5日(月) 9時から

小田原税務署からのお知らせ

平成26年分の確定申告のお知らせ

(所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税)

小田原税務署の申告書作成会場は 2月2日(月)から開設します。

★開設期間:平成27年2月2日(月)~3月16日(月) ※土曜日、日曜日を除きます。
ただし、2月22日(日)及び3月1日(日)は開設します。

★開設場所:小田原税務署3階

受付開始:8時30分
相談開始:9時(~17時まで)

※平成27年1月5日(月)から1月30日(金)までは、申告書作成会場は開設していませんので、長時間お待ちいただく場合があります。
(注)会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切る場合があります。

